



福祉施設版

NEWS LETTER

2021年10月号

中村太郎税理士事務所

東京都新宿区西新宿7-5-14井上ビル12号館301
TEL : 03-6302-0475 / FAX : 03-6302-0474

補助金受給後は、各種報告をお忘れなく



新型コロナ感染拡大に伴い、昨年来、介護施設等を対象とした種々の緊急的・臨時的な補助金事業が実施されています。これらの中には、事後に一定の報告を要するものもあります。代表的な補助金を例に手続きの流れを整理します。

概算で請求したら、実績報告も

ここでは、高齢者施設における緊急時の人材確保や感染症発生時の職場環境の復旧・改善を支援する「新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業（緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業）」を例にとります（以下、当該補助金。都道府県により事業の名称が異なるのでご注意ください）。

この補助金は、**事業（支出）の完了から一定期間内に都道府県に実績報告書を提出しなければなりません。**このとき、**交付額が実績報告の金額を上回った場合には、その上回る金額の返還が求められます。**

なお、経費の収支の分かる書類・帳簿等は、5年間の保存が定められています。最低限、令和9年3月まではお手元に保管してください。

確定申告後に、消費税の報告も

更に、消費税（地方消費税を含む。以下同じ）の報告を確定申告後に提出します。既に「令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急

包括支援交付金（介護分）」で同様の報告を経験され戸惑われた方も多いかと思いますが、当該補助金でも**令和5年6月30日までに消費税の報告**が必要です。都道府県が定める様式、方法にて、報告をお済ませください。

この報告は、原則、全ての事業者に求められています。例え**仕入控除税額が0円の場合でも、消費税の計算方法が簡易課税による場合や、消費税の申告義務がない事業者であっても、報告書を提出しなければなりません。**

なお、この報告により**仕入控除税額がある場合は、その分を返還します。**この場合の返還額（仕入控除税額）は、補助金確定額のうち、消費税の計算上、仕入控除税額として課税売上に係る消費税から控除した部分を指します。

例.

課税売上割合95%以上、かつ、課税売上高5億円以下の事業者の場合…返還額＝補助金額×10/100

当該補助金の詳細は、以下のサイト及び各都道府県のサイトにてご確認ください。

参考：厚生労働省「新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業」について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00257.html

福祉施設等における OFF-JT の実施状況

9月号では福祉施設等（以下、医療、福祉）を運営する企業が、従業員に必要だと考える能力やスキルをご紹介しました。ここでは、同じ調査結果*から、福祉施設等で実際に行われた OFF-JT や、今後実施したい OFF-JT をみていきます。

OFF-JT を実施した割合は 76.4%

上記調査結果から、医療、福祉の事業所で 2019 年度に OFF-JT を実施した割合は 76.4% でした。調査結果全体における実施割合より、6.4 ポイント高くなっています。

医療、福祉の事業所で実施した OFF-JT の内容をまとめると表 1 のとおりです。

初任層を対象とする研修の実施割合が最も高く、70.3% となりました。次いで新たに中堅社員となった者を対象とする研修が 53.1% でした。以下、法務・コンプライアンス、技能の習得、新たに管理職となった者を対象とする研修が 40% を超えました。

【表1】医療、福祉で実施した OFF-JT の内容（複数回答、%）

新規採用者など初任層を対象とする研修	70.3
新たに中堅社員となった者を対象とする研修	53.1
法務・コンプライアンス	43.6
技能の習得	43.3
新たに管理職となった者を対象とする研修	41.1
ビジネスマナー等のビジネスの基礎知識	38.1
コミュニケーション能力	37.3
マネジメント(管理・監督能力を高める内容など)	28.8
キャリア形成に関する研修	26.7
OA・事務機器操作(オフィスソフトウェア操作)	10.8
品質管理	5.3
財務会計	4.9
デジタル技術を活用して技術革新や生産性向上の提案が出来る能力	3.3
業務を遂行するうえで有益な IT リテラシー	3.1
プレゼンテーション・ディベート	2.3
プログラム、システムを自ら開発または運用できるスキル	1.6
工作機械・輸送用機器等の操作	1.5
語学・国際化対応能力	0.6
その他	8.4

厚生労働省「令和2年度能力開発基本調査」より作成

今後実施したい OFF-JT は中堅社員向け

次に、医療、福祉の事業所で今後実施したい OFF-JT の内容をまとめると、表 2 のとおりです。

新たに中堅社員となった者を対象とする研修が 41.1% で最も高くなりました。次いで、コミュニケーション能力や、新たに管理職となった者を対象とする研修の割合が高い状況です。その他、キャリア形成やマネジメント、技能の習得に関する OFF-JT を実施したいとする割合も 30% を超えました。

貴施設における OFF-JT 実施の参考になりましたら幸いです。

【表2】医療、福祉で今後実施したい OFF-JT の内容（複数回答、%）

新たに中堅社員となった者を対象とする研修	41.1
コミュニケーション能力	38.3
新たに管理職となった者を対象とする研修	34.7
キャリア形成に関する研修	32.1
マネジメント(管理・監督能力を高める内容など)	31.7
技能の習得	31.0
新規採用者など初任層を対象とする研修	28.8
ビジネスマナー等のビジネスの基礎知識	25.8
法務・コンプライアンス	19.0
業務を遂行するうえで有益な IT リテラシー	18.9
OA・事務機器操作(オフィスソフトウェア操作)	17.4
プレゼンテーション・ディベート	14.4
品質管理	12.5
財務会計	11.9
語学・国際化対応能力	10.0
デジタル技術を活用して技術革新や生産性向上の提案が出来る能力	8.2
工作機械・輸送用機器等の操作	7.9
プログラム、システムを自ら開発または運用できるスキル	7.7
その他	10.7

厚生労働省「令和2年度能力開発基本調査」より作成

*厚生労働省「令和2年度能力開発基本調査」

常用労働者 30 人以上の民営事業所約 7,100 事業所とその事業所に属する常用労働者約 3 万人などを対象に、2020 年 12 月 1 日時点もしくは 2019 年度の状況について行われた調査です。詳細は次の URL のページから確認いただけます。

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00450451&tstat=000001031190>

福祉施設でみられる 人事労務Q&A



『年収 130 万円以上となる場合の健康保険の扶養認定』



配偶者の社会保険の扶養の範囲内の収入で働くパート職員がいます。時給を引き上げたので、このまま働くと年間収入が 130 万円以上となりそうです。健康保険の被扶養者の条件として、年間収入が 130 万円未満という基準がありますが、どのように対応したら良いのでしょうか？



パート職員の年間収入が 130 万円以上になった場合、配偶者の健康保険の扶養から外れることとなります。この場合、週の所定労働時間および月の所定労働日数によって、パート職員は、状況に応じ事業所の健康保険・厚生年金保険または国民健康保険・国民年金に加入することとなります。

詳細解説：

1. 健康保険の扶養の収入基準

健康保険の被扶養者となる収入の基準は、原則、年間収入が 130 万円未満で、かつ、扶養者の年間収入の半分未満であることとなっています^{※1}。



ここでの収入とは、扶養の認定日以降の年間の見込み収入をいい、被扶養者の収入には、雇用保険の基本手当や健康保険の出産手当金等（以下、基本手当等）も含まれます。

具体的には、給与収入^{※2}は月 108,333 円以下、基本手当等は日額 3,611 円以下であれば、年間収入が 130 万円未満と判断されます。年間収入が 130 万円以上となる場合、対象のパート職員は扶養から外れることとなります。

なお、一時的に収入が多くなることにより、年間収入が 130 万円以上となる場合には、すぐに扶養の認定が取り消されるのではなく、給与明細書、雇用契約書等と照らし、今後の見込み収入で判断することとなります。扶養の認定は扶養者の保険者が行うため、詳細な取扱いは、配偶者の勤務先を通じて保険者に確認することとなります。

2. 職員自身での社会保険の加入

扶養から外れることになったパート職員は、自身で社会保険加入することとなり、週の所定労働時間かつ所定労働日数が、正職員の 4 分の 3 以上の場合は、事業所の健康保険・厚生年金保険に加入します^{※3}。これらの所定労働時間・所定労働日数に満たないときには、個別に国民健康保険・国民年金に加入します。

今回の質問のように、時給を引き上げたパート職員が、今後も扶養の範囲内の収入で働き続けることを希望するのであれば、所定労働時間を減らして年間収入が 130 万円未満となるような働き方の検討も必要となります。まずは、職員と今後の働き方を話し合うと良いでしょう。

（※1）被扶養者が 60 歳以上または障害者のときは、年間収入が 180 万円未満

（※2）交通費（通勤手当）を含む

（※3）常時 501 人以上の特定適用事業所は、①週の所定労働時間が 20 時間以上あること、②雇用期間が 1 年以上見込まれること、③賃金の月額が 88,000 円以上であること、④学生でないことの 4 点をすべて満たす場合

事例で学ぶ 4コマ劇場 今月の接遇ワンポイント情報

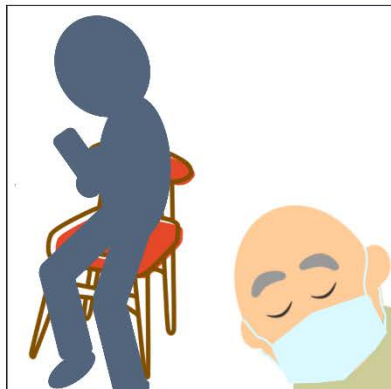
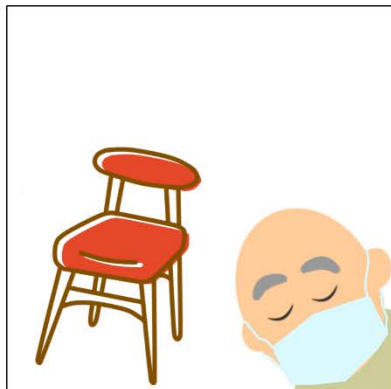
『一言あれば』



一言あれば



とりあえず…



ワンポイントアドバイス

事例では、アイさんが小紋さんを気遣って、簡易椅子を用意したようです。

しかし、結果からすると、小紋さんではない別の利用者が簡易椅子を利用されたようです。

この事例をご覧になって、皆様はどのようにお感じになりましたか？

私は次の2つの点で残念な思いをしました。1つ目は、座りたかったであろう小紋さんが椅子に座れなかった点であり、2つ目は、アイさんの優しい気持ちが届けたい人に届かなかった点です。

何故、こうなってしまったのでしょうか。

アイさんは立ったままの小紋さんのために思い、椅子を出したのですが、肝心の**小紋さんに対して何も言わなかったこと**が挙げられるでしょう。

高齢であり、機敏な動きができなかった小紋さんは、すぐ椅子に気づいて座ることができなかった、という訳です。もしここでアイさんが、小紋さんへ直接「椅子を用意しましたので、どうぞ」と声を掛けることができたなら、きっと優しい気持ちを届けることができたのではないのでしょうか。

「一言あれば……」あなたの本当の優しさを届けることができます。

利用者様は待っています。「プラスαの一言」を惜しまず、素敵なコミュニケーションを目指しましょう。